

## 札幌市防犯対策強化整備事業補助金交付要綱

(平成 29 年 7 月 21 日 子ども未来局長決裁)

(平成 30 年 3 月 30 日 子ども未来局長決裁)

(平成 30 年 10 月 26 日 子ども未来局長決裁)

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、札幌市内の私立認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び小規模保育事業所（以下「保育所等という」）を運営する事業者が、保育所等整備交付金に係る防犯対策強化整備事業もしくは認定こども園施設整備交付金に係る防犯対策整備事業を実施するに当たり、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定める。

### (補助対象事業)

第 2 条 補助の対象とする事業（以下「事業」という。）は、保育所等が行う防犯対策強化整備事業（非常通報装置等の設置及び門、フェンス等の外構の設置・修繕等に必要な防犯対策の強化に係る整備）であり、自己所有物件に係る整備に限るものとする。

### (補助対象経費)

第 3 条 補助対象とする経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防犯対策の強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費
- (2) 工事事務費（工事費又は工事請負費の 2.6% を上限とする。）
- (3) 実施設計に要する費用

### (補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 門、フェンス等の外構の設置、修繕等

工事請負業者 2 社及び札幌市の見積額のうち最も低い価格（以下「外構の設置、修繕等に係る見積額」という。）と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い方の額に 4 分の 3 を乗じた額とする。ただし、外構の設置、修繕等に係る見積額が 300,000 円未満の場合は、事業の対象としない。

- (2) 非常通報装置等の設置

工事請負業者 2 社及び札幌市の見積額のうち最も低い価格（以下「非常通報装置等の設置に係る見積額」という。）と補助対象経費の実支出額を比較していずれか低い方の額に 4 分の 3 を乗じた額と 1,350,000 円を比較し、少ない方の額とする。ただし、非常通報装置等の設置に係る見積額が 300,000 円未満の場合は、事業の対象としない。

2 前項により算出した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付申請)

第 5 条 事業費の支給の申請は、市長が定める期日までに、「札幌市防犯対策強化整備事業補助金交付申請書」（様式 1）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 配置図及び平面図(工事实施前、工事实施後)
- (2) 補助対象経費に係る見積書（2 社以上で、内訳のわかるもの）

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(交付申請の承認)

第6条 市長は、前条に定める交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、承認を行いその旨を通知する。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定による通知を受けた者が、申請書又はその添付書類に記載した事業を変更、中止又は廃止（一部の変更、中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。

2 前条の規定による通知を受けた者が、申請書又はその添付書類に記載した事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 事業に係る実績報告は、事業完了後速やかに、「札幌市防犯対策強化整備事業実績報告書」（様式2）に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 建物平面図及び立面図

(2) 対象内容の施設整備に要した金額がわかるもの（契約書及び領収書等）

(3) 対象内容の工事の完了がわかるもの（写真等）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(財産処分)

第9条 事業者は、事業により取得し、又は効用の増した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増した価格が単価30万円以上の機械及び器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(帳簿等の整備、保管)

第10条 事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(仕入控除税額の報告)

第11条 事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（様式3）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

- 2 事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- 3 補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（補足）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども未来局長が定める。

#### 附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月26日から施行する。